



消費者ホットライン 188
イメージキャラクター
イヤヤン

知っていますか？ 消費者契約法

— 早分かり！ 消費者契約法 —

- ★消費者と事業者では、持っている情報の質・量や交渉力に格差があります。
- ★消費者の利益を守るため、平成12年に消費者契約法ができました。
- ★平成28年、30年、令和4年の通常国会・臨時国会の改正で、取消し・無効の範囲が拡大しています。
(令和4年通常国会の改正は令和5年6月1日、令和4年臨時国会の改正は令和5年1月5日から施行)



困っていることが
解決するかもしれません。
法律の内容について
みていきましょう。



消費者契約法における「消費者」と「事業者」

**消費者**
個人
事業として又は事業のために
契約の当事者となる場合を除く

消費者契約

事業者
・法人その他の団体
・個人事業者
事業として又は事業のために
契約の当事者となる場合



消費者が事業者とした契約(=消費者契約)であれば、あらゆる契約が対象です。